



第39回 全国都市緑化北海道フェア
ガーデンフェスタ
北海道2022

期間 2022年6月25日(金)・7月24日(日)

メイン会場
テントブース出店要項



1-1. 北海道フェアの基本理念・基本方針

(1) 北海道フェア基本理念

豊富な森林湿原や湖沼等の雄大な自然に恵まれた北海道。

日々の生活の場においても自然是身近な存在であり、花や緑を愛する心が、暮らしに潤いを与え、安らぎと生き甲斐につながっている。

市民の主体的な花と緑の活動が続けられてきた恵庭市。

その実績は、“まちづくり” “ひとづくり”に大きな成果を生み、地域社会の元気の源となっている。

これまで築きあげられてきた“恵庭の花の文化・市民の文化”的魅力が集約され、更なる飛躍の地となる「花の拠点」をメイン会場に、北海道の花と緑の文化を広く全国に発信する全国都市緑化フェアを開催します。

(2) 北海道フェア基本方針

- ① 北海道ならではの花とガーデンの魅力で人々を感動させるフェア
- ② 希望と活力あふれる“花のまちづくり”を次の世代に継承するフェア
- ③ “日々の暮らしの潤い” “地域の絆” “豊かな地域社会”につながるフェア
- ④ 花と緑の取組の歴史と経緯を踏まえ、多様な主体が効果的に連携するフェア

1-2. 北海道フェアの概要

(1) 名称・愛称

名称 第39回全国都市緑化北海道フェア

愛称 ガーデンフェスタ北海道2022

(2) 開催テーマ

『花と緑～恵みの庭を人がつながる北の大地から。』

(3) 主催者等

主催者：北海道、恵庭市、公益財団法人都市緑化機構

提唱：国土交通省

実行組織：第39回全国都市緑化北海道フェア実行委員会

(4) 開催期間

2022年6月25日（土）～7月24日（日） 30日間

※フェア開催時の新型コロナウイルス等感染症の状況や、その時点における国・北海道・恵庭市の対処方針等に基づき適切な対策を講じることで、感染拡大の抑制に努めるものとする。

(5) 会場（メイン会場・まちなか会場）

花の拠点・中島公園、隣接する河川空間及びまちなか会場《市内の花のまちづくりの活動地域》（恵庭市）
住所（花の拠点）：恵庭市南島松828-3





1-2. 北海道フェアの概要

(6) メイン会場（「花の拠点」（はなふる））・まちなか会場について



※まちなか会場～JR恵み野駅からメイン会場周辺のストリートガーデン等を想定

(7) 協賛会場・スポット会場について

	協賛会場	スポット会場
定義	一定程度の面積を有する庭園、公園緑地等で、観客誘致や広報宣伝、周遊を促すプログラム等の取組みにより北海道フェアを連携して盛り上げる会場。	駅前、学校、道路、商店街、店舗、事業所、その他公共施設等で、花壇、プランター、ハンギングバスケット、道路の植樹枠などにより、緑化フェアに合わせた取組をしていただける会場。

(8) 目標来場者数

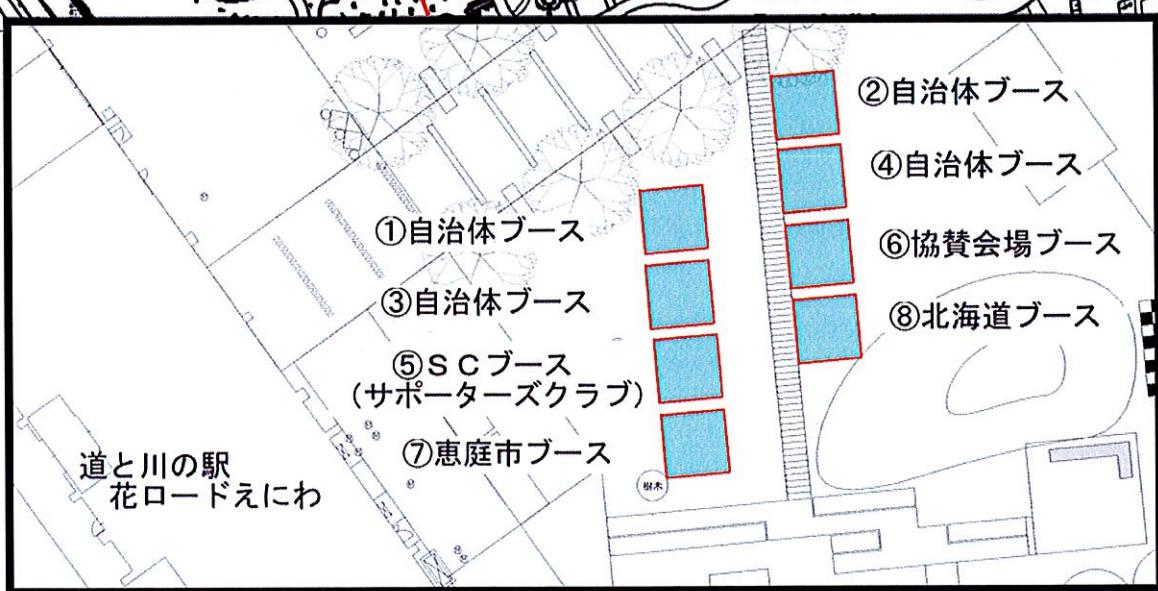
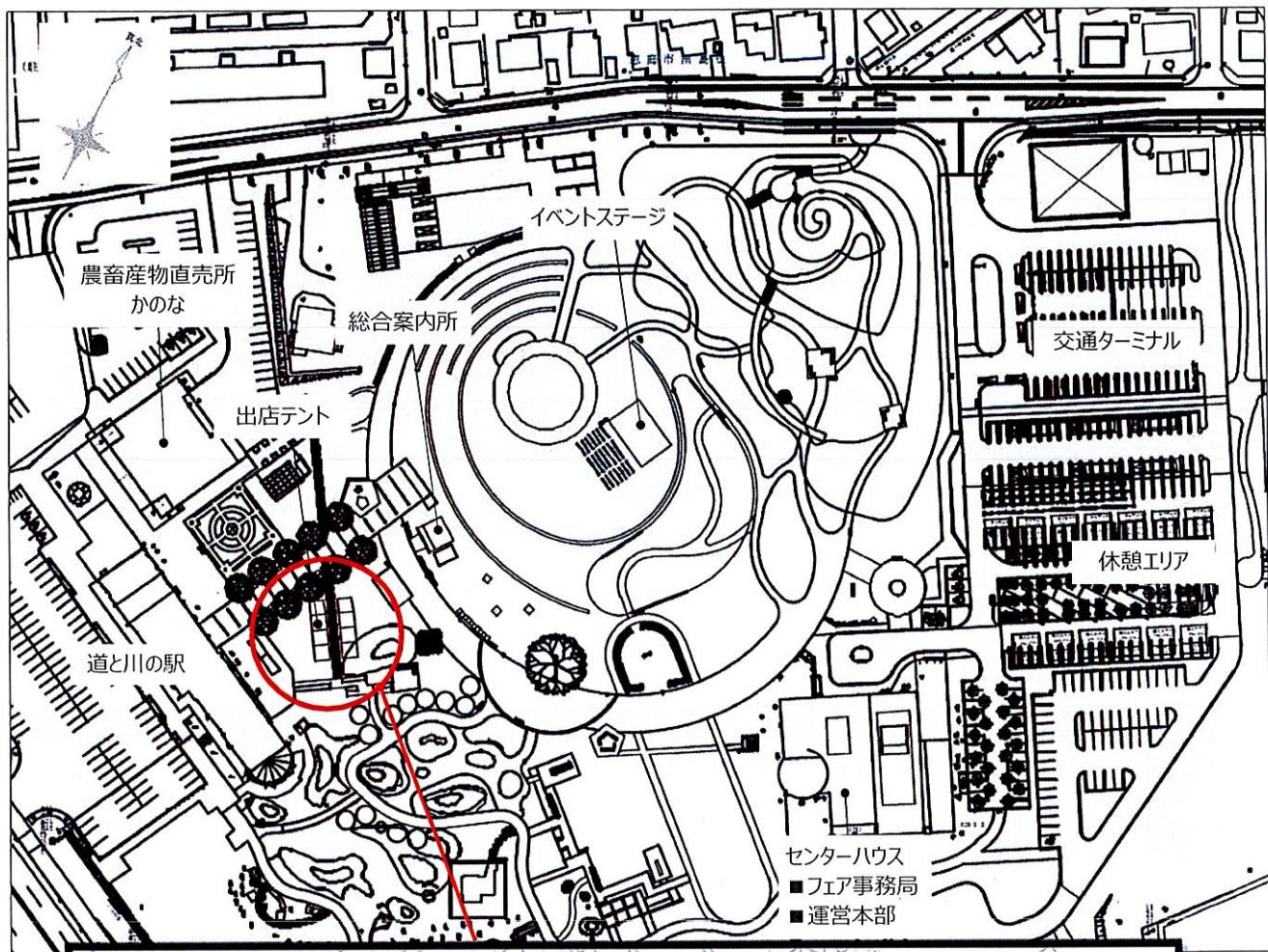
●期間中：約30万人（メイン会場）

(9) 入場方式

●メイン会場：無料 ●協賛会場：各事業主体の入場方式による。



2-1. メイン会場 出店(出展)ブース配置図





2-2. 出店(出展)ブースについて

出店ブースの内容は以下の通りです。

●出店ブース（1出店あたり）・・・3.76m × 3.76mのテント施設を貸与します。

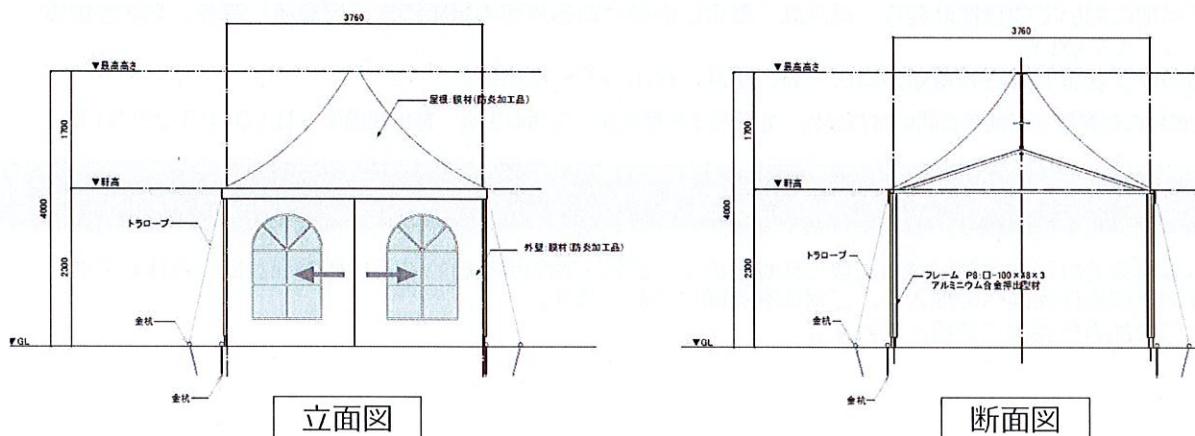
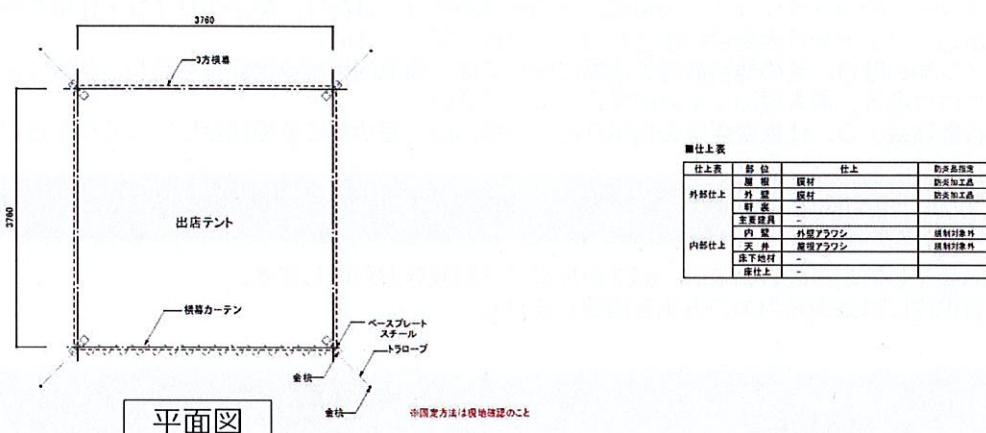
●基本設備・・・長机2卓、イス4脚

●電気設備あり（3.5Kwまで）。ガス無し。給排水設備無し。

※その他、必要な設備は各出店者でご準備ください。

※上記の出店とは別で、メイン会場内では営業参加者による飲食販売等の出店を予定しています。

※メイン会場内には既存の飲料自動販売機が設置されています。



2-3. 実施時間

実施時間はメイン会場の開催時間に合わせて以下の通りとします。

●9:30～17:30 ※定められた実施時間を順守してください



3-1. 光熱費、その他諸経費の負担

- (1) 電気については実行委員会が用意する電気設備をご利用ください。（3.5Kwまで）
その他には実行委員会が用意する電気・給排水設備はありませんので水や発電機、その他出店に
より必要となる設備は参加者にてご準備ください。
※発電機の設置場所は事務局の指示に従ってください。
- (2) 販売物の輸送、搬出入、装飾、撤去その他参加者の行為に属する費用は、すべて出店参加者の
負担となります。

3-2. ブースの装飾(内外装・サイン等)

- (1) 出店ブースの内外装やサインの設置、その他装飾を行う場合は、想定デザイン・仕様等を事前に
提示し、フェア実行委員会の承認を得た上で行ってください。
- (2) サインやのぼり、その他装飾等の設置に関しては、強風対策等安全対策を施し、状況により速やか
に片付ける等、最大限の安全対応を行ってください。
- (3) 実行委員会より、仕様変更等の指示があった場合は、速やかにその指示に従ってください。

3-3. ごみ処理について

出店に伴い発生したごみについては、必ず参加者にて回収をお願いします。
※フェア会場内には来場者用のごみ箱を設置しません。

3-4. 保健所への営業許可等について

出店参加において飲食提供を行う場合は、飲食に必要となる許可申請手続き（保健所）等を、必ず参加者
が行ってください。
届出の終了を証明できる書類のコピーを、事前に提出してください。

【飲食店の営業許可に関する問い合わせ先 北海道千歳保健所 生活衛生課 食品保健係 TEL0123-23-3175】

3-5. 保険の加入について

実行委員会では別途保険には加入致しませんので、飲食・物販等を行われる出店参加者につきましては、
生産物賠償責任保険への加入等、ご対応をお願いいたします。
※出店参加者自身のご負担となります。



4-1. 出店(出展)における責務

- (1) 参加にあたっては、決定した出店日程及び規定する時間については、定められたサービスの提供を行ってください。やむを得ず出店時間を短縮する場合には、事前に実行委員会までご相談ください。
- (2) ブース内を常に清潔かつ衛生的に維持し、提供内容について来場者に満足を与えることができるよう努めなければなりません。
- (3) 関係法令、実行委員会が定める諸規則およびこれに基づく要項、基準等並びに実行委員会が北海道フェアの運営上必要と認めて行う指示を遵守しなければなりません。
- (4) 予想より利用者がなかったこと等を理由に、その損害の補填または補償を実行委員会に請求することはできません。
- (5) 天候不良等の実行委員会の責めに帰さない事由による、損害については、その補填または補償を実行委員会に請求することはできません。
- (6) 提供する製品の製造物責任（PL法）に対応しなければなりません。
また、保健所の定める衛生管理を適切に行わなければなりません。
- (7) 酒類を販売する際は、適正飲酒の推進及び飲酒運転撲滅の周知・啓発の取組を行わなければなりません。

※フェア開催時、または開催直前における新型コロナウイルス等感染症の状況や、その時点における国・北海道・恵庭市の対処方針等に基づき開催内容の規模縮小を行う場合があります。
関連イベントの中止や、営業参加の中止等の判断を行う可能性もありますが
感染拡大防止・抑制の取り組みとしてご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

4-2. 管理責任

- (1) 参加者は、北海道フェア出店期間（準備・撤去含む）は管理責任者を常駐させなくてはなりません。
- (2) 管理責任者はブースの管理及び衛生管理、事故、火災、盗難等の防止及び従業員の指揮監督について管理責任を負います。
※テントブースについては施錠可能ですが、貴重品を含めた物品等の管理は参加者の自己責任でお願いいたします。
- (3) 実行委員会は出店参加者の従業員あるいは当該出店参加者への原材料等の納品業者が、規定に違反したり、実行委員会の指示に従わないとき、また会場の管理運営上、適当でないと認めたときは、管理責任者に指示して当該従業員あるいは当該納品業者を会場外に退去させ、または会場内での業務に従事することを禁止する場合があります。
- (4) 出店期間中にエリア内で発生した災害に関しては、実行委員会の責めに帰するもの以外は、実行委員会は一切その責任を負いません。

4-3. フェア全体の防災計画に従って行う消防・防災への取り組み

- (1) 出店参加者は、火気を使用する場合、必ず火元責任者（管理責任者と兼任可）を設け、営業中は必ず店舗に常駐しなくてはいけません。
- (2) 火元責任者は常に物品の整理整頓等、防火対策を行うものとします。
- (3) 有事の際には、別途実行委員会が規定する危機管理計画に基づき、実行委員会スタッフ指示のもと、来場者の安全確保、避難誘導に協力しなくてはなりません。
- (4) 出店者は、火災の恐れのある器具を使用する場合は必ず消火器を設置してください。

4-4. 第三者からの苦情処理等

出店参加者は、サービス提供に起因し、または関連して生じた第三者からの苦情、損害賠償請求等について、参加者の責任と負担において誠意を持って解決しなくてはなりません。



4-5. 入退場について

- (1) 入退場に関しては実行委員会が発行するスタッフ証の着用が義務付けられます。
- (2) 車両にてフェア会場内に進入する場合（納品・準備等）やバックヤードに設置する荷捌きを利用する場合は、車両通行許可証が必要となります。
- (3) 関係者駐車場を利用する場合は、駐車許可証が必要となります。

4-6. 搬入出について

搬入出に関する詳細は、再度ご連絡いたしますが、お申込みにあたり、基本事項のみ下記に示します。

- (1) 出店参加者は、提供品その他提供物品の会場内への搬入及び会場外への搬出に関しては、実行委員会が別途規定する時間及び場所において、これを行わなければなりません。
※事前の準備作業が必要な場合もこれと同様となります。
※車両については開場時間の30分前に退出、閉場30分後の進入を基本の時間として設定します
※開催時間中の車両入場は不可としていますが、やむを得ず開催時間中に車両入場を希望される場合には、事前に実行委員会までご相談ください。
- (2) 搬出入時は重なり合いますので、安全に注意して実施してください。
- (3) 宅配便などをを利用して搬入を行われる場合、荷物の受け渡し時のトラブルを避けるため主催者は一切関知致しません。
送付先として「第39回全国都市緑化北海道フェア」気付等にするのはお止めください。
仮に出店参加者等の荷物が事務局に届いても受け取りを拒否いたします。予めご承知おきください。

4-7. 売上金の報告について

今後の参考のため、実行委員会が定める期日までに売上金の実績報告をしていただくことがあります。

4-8. 禁止事項

出店参加者は、次の行為をすることはできません。

- (1) 実行委員会が指定した場所以外で営業行為を行うこと。
- (2) 店舗を参加要項で定めた用途以外の目的に使用すること。
- (3) 店舗または敷地の全部もしくは一部を第三者に使用させ、転貸し譲渡または担保に供すること。
- (4) 実行委員会が承認した提供方法以外で実施すること。
- (5) 政治活動、宗教活動、勧誘活動、募金活動をすること。
(商品ではなく活動の宣伝と判断されるものの表示や行為等を含む)
- (6) 署名活動、アンケート、入会案内等をすること。また入会申し込みなどフェア開催中に来場者と契約を交わすこと。その他、来場者の個人情報を収集すること。
- (7) 拡声器や音響装置、その他これに類する物を実行委員会の許可なく使用すること。
- (8) 出店参加者が会場内（開場時間中）において飲酒すること。
※イベント・実演等で必要な場合は事前にお知らせください。
- (9) 残飯や汚物等を会場に残すこと、排水溝等に流すこと。
(排出したゴミ等は出店参加者が責任を持って処理してください。)
また、油等で床面を汚してしまう可能性がある場合は、養生等で汚損防止措置を講じて下さい。
会場を破損、汚濁した場合は原状回復をお願いします。
- (10) 提供物等にフェアのシンボルマーク及びキャラクターを無断で使用すること。
使用を希望する場合は事前に使用目的・想定デザイン・仕様を申請して、実行委員会の承認を得たもののみ使用可能となります。申請いただいても内容によってはお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
- (11) 会場内の裸火（炎や火花の発生する設備、二クロム線露出電熱器などを含む）を使用すること。
※提供の関係上、やむを得ず裸火等を使用する必要がある場合は、後日提出いただく
「出店計画書」に使用方法・防火対策等内容を、記載してください。
所轄消防署との協議により改善を求められる場合や許可が出ない場合もありますので、
予めご了承ください。



5-1. 開催までの主なスケジュール

2022年 3月

- ◆「出店計画書」記入用紙の送付
(団体名、レイアウト、装飾、運営体制、出店内容、火気使用の有無などを予定)
・出店者には上記を事務局より送付いたします。
・確認のため、事務局よりご連絡をさせていただくことがあります。

2022年 4月

- ◆「出店計画書」受付
・出店計画書、食品営業許可証等(写し)を事務局にご郵送ください。

2022年 5月13日(金)

「出店計画書」の提出期限

- ◆「出店計画書」等、締め切り
◆「出店料」入金期限 ※出店料が発生する場合のみ

2022年 ~ 6月24日(金)

- ◆搬入・設営・準備

2022年 6月25日(土)~7月24日(日)

- 「第39回全国都市緑化北海道フェア」開催
◆出店者は決定した参加日程に合わせて入れ替え
※出店初日に搬入、最終日に搬出を基本とします。

2022年 7月25日(月)~

- ◆撤去・片付け

